

交通反則通告制度
青切符

2026年4月1日から 自転車の交通違反に反則金！

取り締まりの対象年齢は16歳以上

こんな交通違反は...
反則金の対象！



違反の一例を
紹介するよ！

携帯電話の
使用等(保持)



反則金

12,000 円

イヤホンの使用



一時不停止



ブレーキ
不備等



無灯火

反則金

5,000 円

被側方通過車義務違反

(自転車はなるべく
車道の左端に
寄って通行する)



遮断踏切
立ち入り



反則金

7,000 円

信号無視



車道の右側通行



反則金

6,000 円

並進



二人乗り

反則金

3,000 円



◀ 自転車の基本的なルール
「**自転車安全利用五則**」
を確認してみましょう。



もし事故を起こしたり、事故にあったら...

負傷者がいる場合は何より先に救護にあたり、迷わず
119番通報して救急車を呼びましょう。

また、二次災害を防ぐために安全確保をしてから110番
通報して警察に連絡しましょう。

荒川区・荒川・南千住・尾久警察署

交通ルールを守りましょう

自転車に乗る時はヘルメットをかぶる

東京都内では、自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。特に荒川区内では、自転車が関与している交通事故の割合が高い状況です。

大切な命を守るために、自転車用ヘルメットの着用にご協力をお願いします。



お得情報

荒川区民の方は、区内自転車店にて
2,000円引きで対象品ヘルメットを購入できます
(詳しくは右記二次元バーコードへ)



荒川区 HP



飲酒運転は絶対にダメ！

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。
自動車の場合と同じく飲酒をした後に自転車を運転してはいけません。

また、飲酒をした者に自転車を提供したり同乗することや、飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供してはいけません。



酒気帯び運転及び
ほうじょう
幫助の罰則

【違反者】
3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

【自転車の提供者】
3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

【酒類の提供者・同乗者】
2年以下の拘禁刑または
30万円以下の罰金

一時停止の標識は守りましょう

自転車は他の車両と同様に道路標識・標示のあるところでは、その効力に従う義務があります。

一時停止標識のある交差点では、停止線の直前(停止線がなければ交差点の直前)で一時停止しなければなりません。

令和8年4月1日より青切符の対象となります

【一時不停止】

反則金 5,000円



【一時停止の標識】

